

宮代町職員の給与に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 _____ 支給単位期間につき、<u>66,400円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて町規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に _____ 定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア <u>自動車等の使用距離</u>（以下この号において「使用距離」という。）が片道<u>5キロメートル未満</u>である職員 <u>2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満</u>である職員 <u>4,200円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満</u>である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満</u>である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満</u>である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満</u>である職員 <u>16,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満</u>である職員 <u>19,700円</u></p> <p>ク <u>使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満</u>である職員 <u>22,800円</u></p> <p>ケ <u>使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満</u>である職員 <u>25,900円</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>ヨ <u>使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員</u> <u>29,100 円</u></p> <p>サ <u>使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員</u> <u>32,300 円</u></p> <p>シ <u>使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員</u> <u>35,500 円</u></p> <p>ス <u>使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員</u> <u>38,700 円</u></p>
(3) (略)	(3) (略)
<p><u>3 第 1 項第 2 号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が町規則で定める要件を満たすものに限る。第 1 号及び第 6 項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（町規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000 円を超えない範囲内かつ 1 箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の範囲内で町規則で定める額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 通勤手当は、支給単位期間（町規則で定める通勤手当にあっては、町規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として町規則で定める場合にあっては、その翌月）の町規則で定める日に支給する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として町規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。</p> <p>7 (略)</p>	<p>3 通勤手当は、支給単位期間（町規則で定める通勤手当にあっては、町規則で定める期間）に係る最初の月 _____</p> <p>_____ の町規則で定める日に支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として町規則で定める期間（自動車等 _____ に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。</p> <p>6 (略)</p>

宮代町職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
	<u>目次</u> <p><u>第1章 総則（第1条—第11条の2）</u> <u>第2章 内国旅行の旅費（第12条—第22条）</u> <u>第3章 外国旅行の旅費（第23条—第31条の2）</u> <u>第4章 雜則（第32条—第34条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> (用語の意義) </p>
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <p>(1) <u>町長等 町長、副町長、教育長及び議会議員をいう。</u> (2) ~ (5) (略)</p>
<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）</u> <u>その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したもの</u> <u>をいう。</u></p>	<p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）第3条第2項に規定する行政職給料表及び宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮代町条例第17号）第5条による当該級の職務並びにこれらの給料表の適用を受けない者について任命権者が町長と協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p> <p>3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつ</p>

改 正 案	現 行
(旅費の支給)	<u>てはこれに準ずる地域をいうものとする。</u> <u>ただし、「在勤地」という場合には、在勤</u> <u>庁から8キロメートル以内の地域をいうも</u> <u>のとする。</u>
第3条 (略) 2~5 (略)	(旅費の支給)
6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。	6 第1項、第2項、 <u>第4項及び第5項</u> の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で町長が定めるものを旅費として支給することができる。
7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受ける者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他 <u>規則で定める事情</u> により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で <u>規則で定める金額</u> を旅費として支給することができる。	7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受ける者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他 <u>町長が定める事情</u> により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で <u>町長が定める金額</u> を旅費として支給することができる。
8 第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。	(旅行命令等)
(旅行命令等)	第4条 (略)
第4条 (略)	2 (略)
2 (略)	3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更 <u>（取消しを含む。以下同じ。）</u> する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は <u>次条</u> 第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを <u>発する</u> ことができる。
3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更 <u>（取消しを含む。以下同じ。）</u> する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は <u>第5条</u> 第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを <u>変更する</u> ことができる。	4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、規則で定める旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅

改 正 案	現 行
<p>行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第8条において同じ。）を含む。以下この項において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、速やかに、旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録しなければならない。</p>	<p>う。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>
<p>（旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>旅行命令等を含む。以下<u>この条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、町長が定める。</p> <p>（旅行命令等に従わない旅行）</p> <p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された</u>旅行命令等を含む。以下<u>本条</u>において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>2及び3 （略）</p> <p>（旅費の種類）</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費</u>及び死亡手当とする。</p>	<p>2及び3 （略）</p> <p>（旅費の種類）</p> <p>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費</u>及び死亡手当とする。</p> <p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> <p>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</p> <p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当た</p>

改 正 案	現 行
	<p>りの定額により支給する。</p> <p>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</p> <p>9 旅費雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</p> <p>10 死亡手当は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において、定額により支給する。</p> <p>11 外国旅行のうち第31条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。</p>
(旅費の計算)	(旅費の計算)
<p>第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び第9条から第17条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。</p>	<p>第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつて経路及び方法によつて計算する。</p>
	<p>第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合のほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又はやむを得ない事情により要した日数を除き、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。</p> <p>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</p> <p>3 第3条第2項第1号から第3号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</p>
	<p>第8条の2 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10</p>

改 正 案	現 行
	<p>分の 1 に相当する額、滞在日数 60 日を超える場合にはその超える日数について定額の 10 分の 2 に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</p> <p>2 同一地域に滞在中 1 時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</p>
	<p>第 8 条の 3 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</p>
	<p>第 9 条 1 日の旅行において、日当又は宿泊料について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</p>
	<p>第 10 条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。 <u>(旅費の請求手続)</u></p>
	<p>第 11 条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支払相当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。</p> <p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者</p>

改 正 案	現 行
	<u>は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</u>
	<u>3 支払相当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</u>
	<u>4 支払相当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払相当者等がその後においてその者に對し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。</u>
	<u>5 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項及び第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、町長が定める。</u> <u>(証人等の旅費)</u> <u>第11条の2 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定がある場合を除くほか、任命権者が町長に協議して定める旅費とする。</u>
<u>(旅費の請求手続)</u>	
<u>第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）</u> <u>の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを町長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u>	
<u>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内</u>	

改 正 案	現 行
<p>に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p>	
<p>3 町長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>	
<p>4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町長が定めるものをいう。）をもって提出することができる。</p>	
<p>（鉄道賃）</p>	
<p>第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p>	
<p>（1）運賃 （2）急行料金 （3）寝台料金 （4）座席指定料金 （5）前各号に掲げる費用に付随する費用</p>	
<p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p>	
<p>（船賃）</p>	
<p>第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p>	
<p>（1）運賃 （2）寝台料金</p>	

改 正 案	現 行
(3) 座席指定料金	
(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、 運賃の等級が区分された船舶により移動す る場合には、最下級の運賃の額とする。 (航空賃)	
第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 27年法律第231号）第2条第18項に 規定する航空運送事業の用に供する航空機 その他規則で定めるものをいう。次項及び 次条において同じ。）を利用する移動に要 する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号及び第3号に掲げる費用は、第1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うもので あって、公務のため特に必要とするものに 限る。) の額の合計額とする。	
(1) 運賃	
(2) 座席指定料金	
(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用	
2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、 運賃の等級が区分された航空機により移動 する場合には、最下級の運賃の額とする。	
<u>第2章 内国旅行の旅費</u> (鉄道賃)	
第12条 鉄道賃の額は、その乗車に要する 旅客運賃（以下この項において「運賃」と いう。）並びに次に規定する急行料金及び 座席指定料金による。	
(1) 急行料金を徴する線路による旅行の場 合には、その乗車に要する急行料金	
(2) 座席指定料金を徴する客車を運行する 線路による旅行の場合には、運賃、前号 に規定する急行料金のほか座席指定料金	
2 前項第1号に規定する急行料金は、次の 各号のいずれかに該当する場合に限り支給 する。	
(1) 特別急行列車を運行する線路による旅 行で片道100キロメートル以上のもの	
(2) 普通急行列車又は、準急行列車を運行 する線路による旅行で片道50キロメー トル以上のもの	
3 第1項第2号に規定する座席指定料金 は、普通急行列車を運行する線路による旅 行で片道100キロメートル以上のものに 該当する場合に限り支給する。	

改 正 案	現 行
	<p>(船賃)</p> <p>第13条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を3等級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 町長等については、上級の運賃</p> <p>イ 6級の職務にある者については、中級の運賃</p> <p>ウ 5級以下の職務にある者については、下級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 前号イ及びロに規定する者については、上級の運賃</p> <p>イ 前号ハに規定する者については、下級の運賃</p> <p>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p> <p>2 前項第1号、第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p>
	<p>(航空賃)</p> <p>第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</p> <p>(車賃)</p> <p>第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</p> <p>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p>

改 正 案	現 行
	<p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、それを切り捨てる。</u> <u>(自家用自動車使用の場合の旅費)</u></p> <p><u>第15条の2 職員が、旅行命令権者の承認を受けて、自家用自動車（任命権者が定めるところにより登録を受けた自家用自動車に限る。）を使用して旅行をしたときは、当該旅行を第6条第5項の規定による陸路旅行として車賃を支給する。</u></p>
	<p><u>2 前項の規定により支給する車賃の額は、前条第1項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき18円とする。</u> <u>(日当)</u></p> <p><u>第16条 日当の額は、別表第1の定額による。</u></p>
	<p><u>2 日当は、鉄道100キロメートル以上、水路50キロメートル以上又は陸路25キロメートル以上の旅行で公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を伴う場合に限り、支給する。</u></p>
	<p><u>3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。</u> <u>(宿泊料)</u></p> <p><u>第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</u></p>
	<p><u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u> <u>(食卓料)</u></p> <p><u>第18条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</u></p>
	<p><u>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか、別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u></p>
	<p><u>第19条及び第20条 削除</u> <u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第21条 第3条第2項第1号の規定により職員が出張中に退職等となった場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>(1) <u>退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>(2) <u>退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u> <u>（遺族の旅費）</u></p> <p><u>第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、職員が出張中に死亡した場合において、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費とする。</u></p> <p><u>2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p>
<u>(その他の交通費)</u>	
<u>第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u>	
<p>(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(2) <u>道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前3条又は前</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>項各号に掲げる運賃若しくは費用を要する方法によっては旅行の目的を達成し難い場合であって、旅行者が旅行命令権者の承認を受けて自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具（町の所有に属するもの及び町が賃貸借契約により賃借するものを除く。職員にあっては任命権者が定めるところにより登録を受けたものに限る。）を使用して旅行した場合には、移動に要する費用として、1キロメートルにつき37円を超えない範囲内において規則で定める額により算定した額及び当該費用に付随する費用を、その他の交通費の額とする。</p>	
<p>3 前項の場合においては、全路程を通算して計算する。</p>	
<p>4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	
<p>（宿泊費）</p>	
<p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p>	
<p>（包括宿泊費）</p>	
<p>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による旅費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p>	
<p>（宿泊手当）</p>	
<p>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき国家公務員に支給される宿泊手当を基準として規則で定める1夜当たりの定額とする。</p>	
<p>（渡航雑費）</p>	
<p>第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、</p>	

改 正 案	現 行
<p>旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</p>	
<p>(死亡手当)</p>	
<p><u>第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、93万円とする。</u></p>	
<p>(退職者等の旅費)</p>	
<p><u>第18条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて、その都度、任命権者が町長と協議して定める。</u></p>	
<p><u>2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。</u></p>	
<p>(遺族等の旅費)</p>	
<p><u>第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて、その都度、任命権者が町長と協議して定める。</u></p>	
<p>(証人等の旅費)</p>	
<p><u>第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が町長と協議して定める。</u></p>	
<p>(旅費の支給額の上限)</p>	
<p><u>第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第2項に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各号及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p>	
<p><u>2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p>	
<p>(旅費の調整)</p>	

改 正 案	現 行
<p><u>第22条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。</u></p>	<p><u>第3章 外国旅行の旅費 (本邦通過の場合の旅費)</u></p> <p><u>第23条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。</u></p> <p><u>(鉄道賃)</u></p> <p><u>第24条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 町長等については、最上級の運賃</u></p> <p><u>イ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 町長等が公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前4号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</p> <p>(船賃)</p> <p>第25条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 最上級の運賃を3以上に区分する船舶による旅行の場合には、町長等については、最下級の直近上位の級の運賃、6級以下の職務にある者については最下級の運賃</p> <p>イ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>(3) 町長等が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃</p> <p>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>(航空賃及び車賃)</p> <p>第26条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア 町長等については、最上級の運賃</p> <p>イ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</p> <p>(3) 町長等が公務上の必要により特別の座</p>

改 正 案	現 行
	<p>席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃</p> <p>2 車賃の額は、実費額による。 (日当、宿泊料及び食卓料)</p> <p>第27条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。</p> <p>2 第24条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。</p> <p>3 食卓料の額は別表第2の定額による。</p> <p>4 第17条第2項及び第18条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</p> <p>第28条 削除 (旅行雑費)</p> <p>第29条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。 (死亡手当)</p> <p>第30条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合に、別表第2の定額による。</p> <p>2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における所属庁（所属の長の在勤庁をいう。）所在地を旧在勤地とみなして第22条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。</p> <p>3 第22条第2項の規定は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。 (旅行手当)</p> <p>第31条 第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、旅行先の特別事情により別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと認めて町長が指定する旅行とする。</p> <p>2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法</p>

改 正 案	現 行
	<p><u>は、その都度旅行命令権者が町長と協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u></p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p><u>第31条の2 第3条第2項第3号により支給する旅費は、その都度各任命権者が町長に協議して定める。</u></p>
<p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第23条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u></p> <p><u>2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、町長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u></p> <p><u>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</u></p>	
	<p><u>第4章 雜則</u></p> <p><u>(旅費の調整)</u></p> <p><u>第32条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又は必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u></p> <p><u>2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。</u></p> <p><u>(旅費の特例)</u></p> <p><u>第33条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和</u></p>

改 正 案	現 行																																								
<p>(規則への委任)</p> <p><u>第24条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p><u>22年法律第100号) 第47条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないときは、この条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第34条</u> この条例の実施に関し必要な事項は、<u>町規則</u>で定める。</p> <p><u>別表第1 内国旅行の旅費(第16条～第18条関係)</u></p> <p>日当、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>日当 (1日に つき)</th> <th>宿泊料 (1夜 につ き)</th> <th>食卓料 (1夜に つき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長等</td> <td>町長、議長 <u>1,800円</u></td> <td><u>14,800円</u></td> <td><u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>副町長、教育長、副議長、議員 <u>1,500円</u></td> <td><u>14,800円</u></td> <td><u>2,600円</u></td> </tr> <tr> <td>3級以上 の職務に ある者</td> <td><u>1,300円</u></td> <td><u>13,100円</u></td> <td><u>2,200円</u></td> </tr> <tr> <td>2級以下 の職務に ある者</td> <td><u>1,000円</u></td> <td><u>13,100円</u></td> <td><u>1,700円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2 外国旅行の旅費(第27条、第30条、第31条関係)</u></p> <p>1 日当、宿泊料及び食卓料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">日当(1日に つき)</th> <th colspan="3">宿泊料(1 夜につき)</th> <th rowspan="2">食 卓 料 (1 夜)</th> </tr> <tr> <th>指定 都 市</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> <th>指 定 都 市</th> <th>甲 地 方</th> <th>乙 地 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜 につ き)	食卓料 (1夜に つき)	町長等	町長、議長 <u>1,800円</u>	<u>14,800円</u>	<u>3,000円</u>		副町長、教育長、副議長、議員 <u>1,500円</u>	<u>14,800円</u>	<u>2,600円</u>	3級以上 の職務に ある者	<u>1,300円</u>	<u>13,100円</u>	<u>2,200円</u>	2級以下 の職務に ある者	<u>1,000円</u>	<u>13,100円</u>	<u>1,700円</u>	区分	日当(1日に つき)		宿泊料(1 夜につき)			食 卓 料 (1 夜)	指定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方							
区分	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜 につ き)	食卓料 (1夜に つき)																																						
町長等	町長、議長 <u>1,800円</u>	<u>14,800円</u>	<u>3,000円</u>																																						
	副町長、教育長、副議長、議員 <u>1,500円</u>	<u>14,800円</u>	<u>2,600円</u>																																						
3級以上 の職務に ある者	<u>1,300円</u>	<u>13,100円</u>	<u>2,200円</u>																																						
2級以下 の職務に ある者	<u>1,000円</u>	<u>13,100円</u>	<u>1,700円</u>																																						
区分	日当(1日に つき)		宿泊料(1 夜につき)			食 卓 料 (1 夜)																																			
	指定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方		乙 地 方																																		

改正案		現行						
		に づ き)						
町長等	町長、議長	6, 1 0 0 円	5, 3 0 0 円	4, 8 0 0 円	1, 8 7 0 円	1, 6 3 0 円	1, 4 7 0 円	6, 7 0 0 円
	副町長、教育長、副議長、議員	5, 4 0 0 円	4, 7 0 0 円	4, 3 0 0 円	1, 6 7 0 円	1, 4 5 0 円	1, 3 1 0 円	6, 4 0 0 円
6級の職務にある者	4, 7 0 0 円	4, 2 0 0 円	3, 8 0 0 円	1, 4 6 0 円	1, 2 7 0 円	1, 1 4 0 円	5, 6 0 0 円	
5級以下の職務にある者	4, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円	3, 2 0 0 円	1, 2 5 0 円	1, 0 9 0 円	1, 8 0 0 円	4, 8 0 0 円	
<u>備考</u>								
1 指定都市とは、財務省令で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び大洋地域として財務省令で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指								

改 正 案	現 行										
	<p><u>定都市及び甲地方の地域以外の地域 (本邦を除く。) をいう。</u></p> <p><u>2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、乙地方につき定める定額とする。</u></p> <p><u>2 死亡手当</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>死亡手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長、議長</td> <td>800, 000円</td> </tr> <tr> <td>副町長、教育長、副議長、議員</td> <td>640, 000円</td> </tr> <tr> <td>6級の職務にある者</td> <td>580, 000円</td> </tr> <tr> <td>5級以下の職務にある者</td> <td>490, 000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	死亡手当	町長、議長	800, 000円	副町長、教育長、副議長、議員	640, 000円	6級の職務にある者	580, 000円	5級以下の職務にある者	490, 000円
区分	死亡手当										
町長、議長	800, 000円										
副町長、教育長、副議長、議員	640, 000円										
6級の職務にある者	580, 000円										
5級以下の職務にある者	490, 000円										

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(附則第3項による改正)

特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第5条 特別職職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。</u></p>	<p><u>(費用弁償)</u></p> <p><u>第5条 特別職職員が会議に出席し、又は公務のため旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、特別職職員（別表の費用弁償の欄に額の定めがあるものに限る。）が公務に従事したときは、当該費用弁償の欄に定める額を支給する。</u></p>

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(附則第4項による改正)

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p><u>(選挙長等の費用弁償)</u></p> <p><u>第2条 選挙長等が職務のために旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費</u></p>	<p><u>(選挙長等の費用弁償)</u></p> <p><u>第2条 選挙長等が職務のために旅行したときは、費用弁償として宮代町職員等の旅費</u></p>

改 正 案	現 行
<u>に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。</u>	<u>に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</u>

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(附則第5項による改正)

宮代町証人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<u>(実費弁償の額及び支給方法)</u> <u>第2条 実費弁償の額及び支給方法は、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。</u>	<u>(実費弁償の額及び支給方法)</u> <u>第2条 実費弁償の額は、宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の規定により3級以上の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額とする。</u> <u>2 実費弁償は、出頭し、参加し、又は出席したときに支給する。</u> <u>3 前項に規定するもののほか、実費弁償の支給方法は、宮代町職員等の旅費に関する条例の規定により職員に支給する旅費の例による。</u>

宮代町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(附則第6項による改正)

宮代町消防団条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<u>(費用弁償)</u> <u>第9条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）及びこれに基づく規則の規定による一般職員等に支給する旅費の例により支給する。</u>	<u>(費用弁償)</u> <u>第9条 団員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の規定により6級の職務にある者に支給する旅費の額に相当する額を一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</u>

宮代町国民健康保険税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）、 <u>介護保険法（平成9年法律第123号）</u> の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</u> の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 及び (3) (略) (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） 2～4 (略) 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び <u>介護保険法（平成9年法律第123号）</u> の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）） _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2) 及び (3) (略) 2～4 (略)

改 正 案	現 行
<p>に属する<u>18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法</p> <p>_____第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>44,900円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>15,900円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.35</u>を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>16,600円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.38</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>40,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.54</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,400円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.24</u>を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,700円</u>とする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p><u>第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,582円とする。</u></p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について96円とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(国民健康保険税の減額)</p>	
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者</p>	<p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者</p>

改 正 案	現 行
<p>(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>31,430円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>11,130円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>11,620円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。</p>	<p>(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>28,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,080円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,990円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>以下同じ。) 1人につき 305,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>22,450 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,950円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,300 円</u></p>	<p>以下同じ。) 1人につき 305,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,000 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,200円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,850 円</u></p>
<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,980 円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,180円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,320 円</u></p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>8,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>2,880円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>3,140 円</u></p>

改 正 案	現 行
<p>2 国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 735円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11, 225円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>17, 960円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>22, 450円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 385円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 975円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7, 950円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等</p>	<p>2 国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 000円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10, 000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>16, 000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>20, 000円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 160円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 600円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5, 760円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7, 200円</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1及び2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等</p>

改 正 案	現 行
<p>を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得</p>	<p>を有する場合における第3条、第6条、第8条<u>_____</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条<u>_____</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得</p>

改 正 案	現 行
「金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	「金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	5 (略) (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、 <u>第9条の2</u> 及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、 <u>第9条の2</u> 及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

改 正 案	現 行
<p>上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条<u>_____</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条<u>_____</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

改 正 案	現 行
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条<u>_____</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条<u>_____</u>及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国</p>

改 正 案	現 行
<p>居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p>	<p>居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とある</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とある</p>

改 正 案	現 行
<p>のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>のは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
1 4 (略)	1 4 (略)

宮代町立体育施設設置及び管理条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																										
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮代町前原グラウンド</td><td>宮代町字中455番地1</td></tr> <tr> <td>宮代町東条原グラウンド</td><td>宮代町大字東条原363番地1</td></tr> <tr> <td>宮代町東グラウンド</td><td>宮代町字東265番地</td></tr> <tr> <td>宮代町宮東テニスコート</td><td>宮代町字宮東863番地</td></tr> <tr> <td>宮代町宮東グラウンド</td><td>宮代町字川端731番地1</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮代町前原グラウンド	宮代町字中455番地1	宮代町東条原グラウンド	宮代町大字東条原363番地1	宮代町東グラウンド	宮代町字東265番地	宮代町宮東テニスコート	宮代町字宮東863番地	宮代町宮東グラウンド	宮代町字川端731番地1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮代町前原グラウンド</td><td>宮代町字中455番地1</td></tr> <tr> <td>宮代町東条原グラウンド</td><td>宮代町大字東条原363番地1</td></tr> <tr> <td>宮代町東グラウンド</td><td>宮代町字東265番地</td></tr> <tr> <td>宮代町宮東テニスコート</td><td>宮代町字宮東863番地</td></tr> <tr> <td>宮代町宮東グラウンド</td><td>宮代町字川端731番地1</td></tr> <tr> <td><u>宮代町山崎アーチェリー場</u></td><td><u>宮代町字山崎13番地1</u></td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮代町前原グラウンド	宮代町字中455番地1	宮代町東条原グラウンド	宮代町大字東条原363番地1	宮代町東グラウンド	宮代町字東265番地	宮代町宮東テニスコート	宮代町字宮東863番地	宮代町宮東グラウンド	宮代町字川端731番地1	<u>宮代町山崎アーチェリー場</u>	<u>宮代町字山崎13番地1</u>
名称	位置																										
宮代町前原グラウンド	宮代町字中455番地1																										
宮代町東条原グラウンド	宮代町大字東条原363番地1																										
宮代町東グラウンド	宮代町字東265番地																										
宮代町宮東テニスコート	宮代町字宮東863番地																										
宮代町宮東グラウンド	宮代町字川端731番地1																										
名称	位置																										
宮代町前原グラウンド	宮代町字中455番地1																										
宮代町東条原グラウンド	宮代町大字東条原363番地1																										
宮代町東グラウンド	宮代町字東265番地																										
宮代町宮東テニスコート	宮代町字宮東863番地																										
宮代町宮東グラウンド	宮代町字川端731番地1																										
<u>宮代町山崎アーチェリー場</u>	<u>宮代町字山崎13番地1</u>																										

宮代町下水道条例及び宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
宮代町下水道条例 新旧対照表（第1条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号に掲げる工事を除き、 <u>宮代町下水道排水設備指定工事店規則(平成10年宮代町規則第25号)</u> で定めるところにより、町長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監理の下においてでなければ、行ってはならない。	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事 <u>(規則で定める軽微な工事を除く。)</u> は、 <u>宮代町下水道排水設備指定工事店規則</u> <u>で定めるところにより、町長が排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定した者の監理の下においてでなければ、行ってはならない。</u> <u>ただし、町において工事を実施するときはこの限りでない。</u>
(1) 規則で定める軽微な工事 (2) 町において実施する工事 (3) 災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、町長が他の市町村等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事 (適用除外) 第19条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。 (1) (略) (2) 災害等のために必要な応急措置として設けられる公共下水道	(適用除外) 第19条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。 (1) (略) (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

宮代町下水道条例及び宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
宮代町水道事業給水条例 新旧対照表（第2条による改正）

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法 第16条の2第1項の指定をした者（以下 「指定給水装置工事事業者」という。）が 施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合</u> <u>（以下「災害等」という。）において、町</u> <u>長が他の市町村長等又は他の市町村長等が</u> <u>同項の指定をした者が給水装置工事を施工</u> <u>する必要があると認めるとときは、この限り</u> <u>でない。</u>	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法 第16条の2第1項の指定をした者（以下 「指定給水装置工事事業者」という。）が 施行する。
2 前項の規定により給水装置工事を施工する者（町長を除く。以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が、給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。	2 前項の規定により、 <u>指定給水装置工事事業者</u> が 給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。
3 (略) (給水管及び給水用具の指定) 第9条 (略)	3 (略) (給水管及び給水用具の指定) 第9条 (略)
2 町長は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期及びその他の工事上の条件を指定することができる。	2 町長は、指定給水装置工事事業者__に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期及びその他の工事上の条件を指定することができる。
3 (略) (給水の原則) 第13条 給水は、 <u>災害等</u> —、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。	3 (略) (給水の原則) 第13条 給水は、 <u>非常災害、水道施設の損傷</u> 、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
2及び3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略)	2及び3 (略) (給水装置の基準違反に対する措置) 第34条 (略)
2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。 ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合	2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者__の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。 ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合

改 正 案	現 行
していることを確認したときは、この限りでない。 (布設工事監督者の資格) 第43条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号） <u>第37条</u> 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格) 第44条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令 <u>第37条</u> 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する <u>技術上</u> の実務に従事した経験を有する者	していることを確認したときは、この限りでない。 (布設工事監督者の資格) 第43条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(10) (略) (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号） <u>第34条</u> 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格) 第44条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 建設業法施行令 <u>第34条</u> 第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する <u>技術士</u> の実務に従事した経験を有する者

宮代町介護保険条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u></p> <p><u>第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において町内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において町内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万千円以上65万千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるも</u></p>	<p>附 則</p>

改 正 案	現 行
<p>のとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</p>	
<p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。</p>	
<p>3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の</p>	

改 正 案	現 行
<p>令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額について、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。</p> <p>（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）</p>	
<p>第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被</p>	

改 正 案	現 行
<p>保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。</p> <p>(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において町内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による町民税の賦課期日において町内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により町の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）</p> <p>(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万千円以上65万千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合</p> <p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</p> <p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p>	

改 正 案	現 行
<p>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による町民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 令和7年中の給与等の収入金額が5 5万千円以上65万千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い宮代町税条例（昭和31年宮代町条例第4号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から5 5万円を控除して得た額以下である場合</p> <p>イ 令和7年中の給与等の収入金額が6 5万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い宮代町税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合</p> <p>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1 61万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い宮代町税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</p> <p>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による町民税が課されている者とみなす。</p>	

宮代町手数料条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(手数料の種類及び金額) 第2条 町長は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる手数料を徴収する。 (1) 戸籍の記録事項の全部又は一部の証明書の交付 1件につき 450円 (多機能端末機(本町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この項において同じ。)を利用することによる交付の場合にあっては350円) (2)～(9) (略) (10) 住民票の写し又は戸籍の附票の写しの交付 1件につき 300円 (多機能端末機を利用することによる交付の場合にあっては200円) (11) (略) (12) 印鑑登録証明書の交付 1件につき 300円 (多機能端末機を利用するこによる交付の場合にあっては200円) (13)～(19) (略) (20)～(52) (略) 2 (略) (手数料の納付) 第3条 手数料は、前条第1項に規定する事項の申請を行うときに、当該申請を行う者が現金又は郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書でこれを納付しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。	(手数料の種類及び金額) 第2条 町長は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる手数料を徴収する。 (1) 戸籍の記録事項の全部又は一部の証明書の交付 1件につき 450円 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2)～(9) (略) (10) 住民票の写し又は戸籍の附票の写しの交付 1件につき 300円 _____ _____ _____ (11) (略) (12) 印鑑登録証明書の交付 1件につき 300円 _____ _____ _____ (13)～(19) (略) (20) 土地台帳又は家屋台帳の閲覧 1冊につき 300円 (21) 公図の写しの交付 1枚につき 300円 (22)～(54) (略) 2 (略) (手数料の納付) 第3条 手数料は、前条第1項に規定する事項の申請を行うときに、当該申請を行う者が現金又は郵便為替法(昭和23年法律第59号)第7条に規定する定額小為替でこれを納付しなければならない。

改 正 案			現 行		
別表第6（第2条第46号関係） 開発行為変更許可申請に対する審査			別表第6（第2条第46号関係） 開発行為変更許可申請に対する審査		
	審査の対象	手数料の金額 (1件につき)		審査の対象	手数料の金額 (1件につき)
1	ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）	開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ第2条第45号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額	該当する変更に係る手数料の金額の合計額が930,000円を超えるときは、930,000円とする。	ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）	開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ第2条第45号に定める手数料の金額の10分の1を乗じて得た金額
2	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第45号に定める手数料の金額		イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ第2条第45号に定める手数料の金額
3	ウ ア及びイ以外の変更	10,500円		ウ ア及びイ以外の変更	10,500円

宮代のまちづくりをみんなで応援する寄附条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(目的) 第1条 この条例は、宮代町の将来を描く事業、市民活動支援のための施策に対して、 <u>個人、団体又は企業</u> から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、市民の意思を反映した事業の充実を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、宮代町の将来を描く事業、市民活動支援のための施策に対して、 <u>個人又は団体</u> から寄附金を募り、当該寄附金を財源として事業を行うことにより、市民の意思を反映した事業の充実を図ることを目的とする。
(対象事業) 第2条 前条の寄附金を財源として行う事業は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 地域再生法(平成17年法律第24号)</u> <u>第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u>	(対象事業) 第2条 前条に寄附金を財源として行う事業は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) ~ (4)</u> (略)
<u>(2) ~ (5)</u> (略)	

宮代町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案			現 行		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 (略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2 (略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	4 (略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	5 (略)	(略)	(略)
6 (略)	(略)	(略)	6 (略)	(略)	(略)
7 (略)	(略)	(略)	7 (略)	(略)	(略)
8 (略)	(略)	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>	(略)	(略)	国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
9 (略)	(略)	(略)	9 (略)	(略)	(略)
10 (略)	(略)	(略)	10 (略)	(略)	(略)
11 (略)	(略)	(略)	11 (略)	(略)	(略)
12 (略)	(略)	(略) <u>母子保健法（昭和40年法律第14号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で</u>	(略)	(略)	(略) <u>母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって規則で</u>

改 正 案		現 行	
	<p>定めるもの (略)</p> <p><u>予防接種法（昭和23年法律第68号）</u>による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p><u>健康増進法（平成14年法律第103号）</u>による健康増進事業の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例</u>による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p><u>宮代町こども医療費支給に関する条例</u>による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p><u>宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例</u>による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p>		<p>定めるもの (略)</p> <p><u>予防接種法</u></p> <p>による予防接種の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p><u>健康増進法</u></p> <p>による健康増進事業の実施に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>ひとり親家庭医療費助成条例</u></p> <p>による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p><u>子ども医療費助成条例</u></p> <p>による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p><u>重度障害者医療費助成条例</u></p> <p>による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p><u>妊娠婦医療費助成条例</u>による医療費支給関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p><u>老人（高齢者移行）医療費助成条例</u>による医療費支</p>

改 正 案			現 行		
					<u>給関係情報であつて規則で定めるもの</u>
	(略)				(略)
	(略)				(略)
	(略)				(略)
	(略)				(略)